

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令(財務八四)

### 〔告 示〕

○三五・一六八七五MHz以上三五・三八二二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件の一部を改正する件(総務三八一)

○土地家屋調査士法施行規則第二十六条第二項の規定による電子証明書の指定に関する件(法務四五六)

○日本国に帰化を許可する件(同四五七)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号下の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同四五八)

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件(農林水産一五三〇)

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(同一五三二)

○保安林の指定をする件(同二五三二、一五三八)

○鉱業法の一部を改正する等の法律附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した中原SK1-D号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分の認定した件(経済産業二一六)

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件(国土交通一〇五〇)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件(同二〇五一)

○下北西部鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(環境一〇九)

○奥戸特別保護地区を指定した件(同二一〇)

○下北西部特別保護地区を指定した件(同二一一)

○大鳥朝日鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同二一二)

○大鳥朝日特別保護地区を指定した件(同二一三)

○福島潟鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件(同二一四)

○酒沼鳥獣保護区を指定した件(同二一五)

○酒沼特別保護地区を指定した件(同二一六)

○岩木川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(東北地方整備局一四八)

○道路に関する件(関東地方整備局三六八)

○都市計画に関する件(同三六九)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(近畿地方整備局一八四)

○道路に関する件(同二八五)

○道路に関する件(北海道開発局一三五、一三六)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

財務省

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示(北海道労働局最低賃金公示三)

### 〔公 告〕

諸事項

官庁

鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

省 令

○財務省令第八十四号

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百六条第一項及び第百四十四条の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月三十日 財務大臣 麻生 太郎

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則(昭和三十年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第二条の規定は、財務大臣が、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第七十六号)附則第十五条第二項の規定により、財政法第四十一条の規定による平成二十五年年度の歳入歳出の決算上の剰余金から旧臨時軍事費特別会計(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基づく大蔵省関係諸命令の措置に関する法律第九条の規定により廃止された臨時軍事費特別会計の終結に関する件(昭和二十一年勅令第百十号)第一条の規定により昭和二十一年二月二十八日においてその年度が終結された臨時軍事費特別会計をいう。以下この項において同じ。の歳出の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年年度までの特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく大蔵省関係諸命令の措置に関する法律第十条第一項の規定による歳出の整理金額との合計額が旧臨時軍事費特別会計の歳入の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年年度までの同項の規定による歳入の整理金額との合計額を上回る金額を控除した後、の剰余の額を翌年度の歳入に繰り入れる場合に準用する。この場合において発するの国庫金振替書には、振替先として「財務省大臣官庁」と記載し、かつ、払出科目として「何年度 一般会計 歳出外 剰余金」受入科目として「何年度 財務省主管一般会計 歳入」と記載しなければならぬ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第百八十一号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十八条第一項第一号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第百六十五号(三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八二二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十日 総務大臣 山本 早苗

第一項中「その上空」を「日本周辺海域(日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項に規定する基線をいう)から二百海里の線(その線が中間線(同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ)を超えてくるときは、その超えている部分については、中間線とする)までの海域をいう。次項において同じ)並びにそれらの上空)に改める。

第二項中「陸上」の下に「及び日本周辺海域」を加える。

○法務省告示第四百五十六号

土地家屋調査士法施行規則(昭和五十四年法務省令第五十三号)第二十六條第一項の規定に基づき、法務大臣の指定する電子証明書を次のように定める。

平成二十六年十月三十日 法務大臣 上川 優平

セコム・パスポート for G-ID (平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第8号)の用に供するため作成された電子証明書(土地家屋調査士電子証明書に限る。)

○法務省告示第四百五十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年十月三十日 法務大臣 上川 優平

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 横浜市港南区港南台5丁目21番18号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 大阪府泉佐野市湊1丁目2番34号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号

住所 東京都足立区綾瀬2丁目27番1-1003号